（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～十一　略］ 十二　三・九―四世代移動通信アクセスサービス　前号に掲げる電気通信役務であつて、三・九―四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。 十三　第五世代移動通信アクセスサービス　第十一号に掲げる電気通信役務であつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。 十四～十七　［略］ 十八　アンライセンスＬＰＷＡサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十五号に掲げるものを除く。）をいう。 十九　［略］ 二十　［略］ 二十一　［略］ （電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　三・九―四世代携帯電話アクセスサービス　前号に掲げる電気通信役務であつて、三・九―四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。 ［新設］ 十三～十六　［同上］ 十七　ＬＰＷＡサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十四号に掲げるものを除く。）をいう。 十八　［同上］ 十九　［同上］ 二十　［同上］ （電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［略］		
インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数が五万以上であるもの	様式第七

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［同上］		
インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数等（インターネット接続サービ	様式第七